

西東京市心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、在宅心身障害者又はその同居の家族が所有し、運転する自動車等の燃料費の一部を助成することにより、在宅心身障害者等の日常生活における交通手段の確保及び経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2 用語の定義

- (1) 燃料 ガソリン及び軽油をいう。
- (2) 自動車 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する普通自動車をいう（所有権留保付販売等の車両で自動車検査証（以下「車検証」という。）上の所有者が使用者と異なる場合、車検証上の使用者を所有者とみなす。）。
- (3) 二輪車 道路交通法施行規則第2条に規定する大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車又は地方税法（昭和25年法律第226号）第442条第1号に規定する原動機付自転車をいう。

第3 対象者

この助成の対象者は、市内に住所を有し、次の各号に該当する者で、本人（20歳未満の者にあつては扶養義務者）の前年の所得（1月から7月までに行う申請については前々年の所得）が、西東京市心身障害者福祉手当条例（平成13年西東京市条例第186号。以下「条例」という。）第3条第2号に定める所得額以内のものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）に基づく身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けた者のうち障害の程度が4級以上のもので自らが自動車若しくは二輪車を運転しているもの又は法に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者のうち障害の程度が3級以上のもの、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付民児精発第58号）に基づく愛の手帳（以下「東京都愛の手帳」という。）の交付を受けた者のうち障害の程度が3度以上のもの若しくは脳性麻ひ者若しくは進行性筋萎縮病者で同居する家族が運転する自動車に同乗するもの
- (2) 西東京市心身障害者タクシー料金助成事業実施要綱に基づく助成を受けていないこと。
- (3) 条例第3条第3号に定める施設に入所していないこと。

第4 認定申請

この要綱により自動車燃料費の助成を受けようとする者は、身体障害者手帳、東京都愛の手帳又は脳性麻ひ者若しくは進行性筋萎縮症者であることを明らかにする書類を提示の上、西東京市心身障害者自動車燃料費助成認定申請書に次の書類を添付して西東京市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

- (1) 自ら自動車又は二輪車を運転する者 運転免許証及び車検証の各写し

- (2) 同居する家族による自動車の運転に同乗する者 同居する家族の運転免許証及び同居する家族が所有する自動車の車検証の各写し

第5 認定及び受給資格

市長は、第4の申請があったときは、関係書類等を審査の上、助成の適否を決定し、西東京市心身障害者自動車燃料費助成認定（却下）通知書により申請者に通知する。

- 2 受給資格は、前項により認定された日からとする。

第6 助成金の請求

第4の規定により西東京市心身障害者自動車燃料費助成の認定を受けた者（以下「受給者」という。）は、西東京市心身障害者自動車燃料費助成請求書に請求対象期間中に使用した燃料の領収書を添付し、次に掲げる月の末日までに市長に請求しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

請求対象期間	請求月
2月分から7月分まで	8月
8月分から1月分まで	2月

- 2 第10に規定する受給資格の消滅があった場合については、消滅した日の分までを請求の対象とし、当該月の翌月末日までに前項に規定する請求を行うものとする。ただし、第10第1項第1号に該当するときは当該受給者の同居の親族が請求するものとする。

第7 助成金の限度額

助成金の限度額は、第6第1項に規定する請求対象期間につき、次に掲げる額と実費相当額を比較し、いずれか低い額とする。

- (1) 自動車 18,000円（月額3,000円相当額）
(2) 二輪車 9,000円（月額1,500円相当額）

- 2 請求対象期間が6箇月に満たないときの助成金の限度額は、前項の月額相当額に請求対象期間中の月数を乗じて得た額と当該期間中の燃料費に係る実費を比較し、いずれか低い額とする。

第8 助成金の給付

市長は、第6により助成金の請求があったときは、速やかに請求内容を審査し、助成金を支給するものとする。

第9 現況届

受給者は、毎年8月に西東京市心身障害者自動車燃料費助成現況届に第4第1項第1号又は同項第2号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

第10 受給資格の消滅

受給資格は、受給者が次の各号のいずれかに該当した日をもって消滅するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第3に定める要件に該当しなくなったとき。
- (3) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (4) 受給者又は同居する家族が自動車を所有しなくなったとき。
- (5) 西東京市心身障害者タクシー料金助成事業実施要綱に基づく助成の決定を受けたとき。

2 受給者（受給者が死亡した場合においては、当該受給者の親族）は、前項の規定により受給資格が消滅したときは、西東京市心身障害者自動車燃料費助成資格喪失届により、市長に届け出なければならない。

3 市長は第1項の規定により受給者の受給資格が消滅したときは、西東京市心身障害者自動車燃料費助成資格喪失通知書により、当該受給者であった者に通知する。ただし、同項第1号に該当する場合は、当該受給者の親族に通知する。

第11 返還

市長は受給者が偽りその他不正な手段により助成を受けたときは、既に行った交付の決定を取り消し、その者から当該助成金を返還させることができる。

第12 届出義務

受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、西東京市心身障害者自動車燃料費助成変更届により、市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名等を変更したとき。
- (2) 障害名又は障害程度が変更になったとき。
- (3) 申請車両を変更したとき。
- (4) その他申請内容に変更があったとき。

第13 調査

市長は、必要があると認めるときは、受給者に対し調査をし、又は書類の提出を求めることができる。

第14 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年8月1日から施行する。
- 2 西東京市心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱（平成13年6月29日付13西保障第400号市長決裁）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日の前日において、継続してこの要綱による廃止前の西東京市心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱附則第3項に基づき助成の認定を受けている者については、第3第1号の規定にかかわらず、この要綱に基づき助成する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成16年8月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 この要綱による改正前の西東京市心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱に基づく助成対象者であったものは、引き続きこの要綱による認定申請があったものとみなし、第9に規定する現況届の提出により助成の適否を決定するものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。